

栗東市中小企業振興会議設置要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 振興会議は、次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(1) 栗東市商工振興ビジョンの策定に関すること。</p> <p>(2) 栗東市商工振興ビジョンを推進し、及び具現化するための中小企業振興策に関すること。</p> <p>(3) (仮称) 栗東市中小企業振興基本条例の骨子の提言に関すること。</p> <p><u>(4) その他中小企業の振興に関し必要な事項に関すること。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 振興会議は、次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(1) 栗東市商工振興ビジョンの策定に関すること。</p> <p>(2) 栗東市商工振興ビジョンを推進し、及び具現化するための中小企業振興策に関すること。</p> <p>(3) (仮称) 栗東市中小企業振興基本条例の骨子の提言に関すること。</p> <p><u>(4) 栗東市商工振興ビジョンロードマップの進行管理に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他中小企業の振興に関し必要な事項に関すること。</u></p>